

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏 <sup>いかだ</sup> ）
発生日時	平成31年1月5日 17時40分ごろ
発生場所	広島県江田島市屋形石南南東方沖 屋形石灯標から真方位143° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 16.5′ 東経132° 30.0′）
事故の概要	プレジャーボートAPPOINTⅢは、北北西進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	平成31年1月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート APPOINTⅢ、3.0トン HS3-43733（漁船登録番号）、有限会社畠中商事 第270-47399号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷、推進器に破損 かき筏 豆筏に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時14分ごろ 常用薄明終了時刻：17時42分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、GPSプロッターを作動させ、約20ノットの対地速力で手動操舵により北北西進中、船長が、操縦席に腰を掛け、前方に街明かりを見ながら航行していたところ、かき養殖施設の南東端に設置された筏（以下「本件豆筏」という。）に衝突した。 船長は、GPSプロッターでかき養殖施設の設置区画及び船位の確認を行っておらず、また、前方の街明かりと本件豆筏の灯光（灯質：毎約4秒1閃光 <sup>せん</sup> 、灯色 黄色、光達距離 約6km）とが重なって見えたので、本件豆筏の灯光を識別できず、かき養殖施設に向かっていることに気付かなかった。
分析	本船は、北北西進中、船長が、街明かりを見ながら目視のみで航行したことから、街明かりと重なった本件豆筏の灯光を識別できず、本件豆筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が、北北西進中、船長が、街明かりを見ながら目視のみで航行したため、街明かりと重なった本件豆筏の灯光を識別できず、本件豆筏に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 夜間、養殖施設付近の海域を航行する場合は、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を適切に行うこと。